

第 4 回 避難対策小会議の項目

(1) 避難行動要支援者の避難対策

項目	<1> 避難行動要支援者が安全に避難できるようどのような対策をとっているのか
島根県の 考え・取組	<p>福島原発事故の際の住民避難では、あらかじめ避難先や避難ルートが定まっていなかった中での避難となり、医療施設の入院患者や社会福祉施設の入所者など、避難行動要支援者についても、体調などを考慮せず、搬送に適した車両の確保もできないまま避難をしたため、健康状態が悪化し、避難中や避難先で亡くなる方が発生する事態となった。</p> <p>県では、こうした福島原発事故の教訓も踏まえ、避難行動要支援者については、基本的に、避難先や避難手段が確保され、安全に避難できる準備が整ってから避難する計画としている。</p> <p>避難の準備が整うまでは屋内退避をすることになるが、原発近隣（10km 圏内）の病院、入所社会福祉施設については、屋内退避中の被ばくが十分低減できるよう、建物の気密性を高め放射性物質の流入を防ぐ放射線防護対策設備の設置を行っている。</p> <p>病院・有床診療所の入院患者、社会福祉施設の入所者、在宅の避難行動要支援者、それぞれの避難先や避難方法については、以下のとおりとしている。</p> <p><病院・有床診療所の入院患者></p> <p>1) 避難先 発災時、県が入院患者の病態に応じて避難先（転院先）を調整し、調整後に避難を行う。</p> <p>避難の実施により健康リスクが高まる者は、自施設（原発近隣の鹿島病院ほか2病院においては放射線防護対策を講じた自施設内）で、安全に避難が実施できる準備が整うまで屋内退避を実施する。</p> <p>2) 避難方法 各施設が作成する避難計画に基づき避難を行う。必要となる搬送手段、医療スタッフ等については県や国等が確保する。</p> <p><社会福祉施設の入所者></p> <p>1) 避難先 地区ごとにあらかじめ定めた広域福祉避難所へ避難を行う。</p>

長期化が見込まれる場合は、社会福祉施設や仮設住宅等に再避難を行う。

避難の実施により健康リスクが高まる者は、自施設（原発近隣の入所社会福祉施設においては放射線防護対策を講じた自施設）内で、安全に避難が実施できる準備が整うまで屋内退避を実施する。

2) 避難方法

各施設が作成する避難計画に基づき避難を行う。必要となる搬送手段については、施設保有の車両及び県が確保した車両等を活用する。

<在宅の避難行動要支援者>

1) 避難先

地区ごとにあらかじめ定めた広域福祉避難所等へ避難を行う。長期化が見込まれる場合は、社会福祉施設や仮設住宅等に再避難を行う。

P A Z内に居住する在宅の避難行動要支援者のうち、避難の実施により健康リスクが高まる者は、在宅の要支援者用の放射線防護対策施設へ移動し、安全に避難が実施できる準備が整うまで屋内退避を実施する。

2) 避難方法

家族等の同居者や、近隣住民、民生児童委員、自治会、自主防災組織等の支援者、市職員、消防職員・団員等の支援を得て避難を実施する。避難手段については、支援者の車両又は県等が確保した車両を活用する。

また、病院・有床診療所、入所社会福祉施設については、県から各施設向けに、安全に避難等を行うためにあらかじめ対応すべき事項をまとめたガイドライン等を策定し、各施設では、このガイドライン等を参考に、実情に応じた避難計画を定めることとしている。

〔参考：病院等の避難計画策定状況〕

	施設数	計画策定済	策定割合
病院・有床診療所	49	48	98.0%
PAZ（5 km圏）	1	1	100.0%
UPZ（5～30 km圏）	48	47	97.9%
入所社会福祉施設	312	290	92.9%
PAZ（5 km圏）	14	14	100.0%
UPZ（5～30 km圏）	298	276	92.6%

※未策定の病院・有床診療所 1 施設は令和 3 年 3 月策定済

避難時の対応などは、自然災害と共通する部分が多いほか、原子力災害特有の事柄等については、ガイドラインで具体的に示しているため、原子力災害専用の避難計画が策定されていない施設でも、避難することは可能と考える。

しかしながら、より円滑な避難のためには、各施設で原子力災害特有の連絡体制や事態進展に伴う対応等に係る理解を深めることも大切と考えており、県としては、引き続き計画の策定の促進や訓練の実施などを含め、理解が進むよう取り組むこととしている。

項目	<p>＜2＞ 発災時、個々の避難行動要支援者の情報を適切に把握できるのか</p>
<p>島根県 の考え・取組</p>	<p>事前の情報として、避難行動要支援者のうち、在宅避難行動要支援者の人数については、災害対策基本法に基づき作成される避難行動要支援者名簿（以下「名簿」）により把握している。</p> <p>また、病院・有床診療所入院患者及び社会福祉施設入所者については、名簿に登載されていないため、平成 27 年度に実施した実態調査により把握している。</p> <p>なお、これらの状況（人数）については、施設の定員等大きな変更があった場合は再調査を行い、実態把握に努めることとしている。</p> <p>また、原子力災害時の状況把握については、病院・有床診療所の入院患者、社会福祉施設の入所者、在宅の避難行動要支援者、それぞれについて、以下のとおりとなっている。</p> <p>(1) 病院・有床診療所の入院患者</p> <p>各病院等が、施設ごとに作成する避難計画等に基づき、入院患者の状況を把握し、避難が必要な入院患者数やその病態、避難に必要な車両数等を把握し、県に報告する。県では避難車両の確保や避難先病院の受入調整を行う。</p> <p>(2) 社会福祉施設の入所者</p> <p>各施設が、施設ごとに作成する避難計画等に基づき、施設入所者の状況を把握し、避難が必要な入所者数や避難に必要な車両数等を把握し、地元自治体（市）に報告する。地元自治体（市）から報告を受けた県では避難車両を確保し、地元自治体（市）と連携して受入調整を行う。</p> <p>(3) 在宅の避難行動要支援者</p> <p>各市が、家族等の同居者や、近隣住民、民生児童委員、自治会、自主防災組織等の支援者等を通じて、在宅の要支援者の状況を把握し、各市から県へ必要な車両台数等を報告する。県は避難車両の確保及び各市と連携した受入調整を行う。</p>

項目	<3> 避難に必要なバス・福祉車両の必要台数は確保されているのか																								
島根県の考え・取組	<p>原子力災害時の避難等に使用する車両のうち、まず、バスについては、島根県内のバス会社の保有台数が 681 台（令和 2 年 8 月時点）となっている。</p> <p>放射性物質放出前に予防的避難を行う P A Z で避難等に必要なバスの台数を、施設敷地緊急事態で 70 台程度、全面緊急事態で 60 台程度と試算しており、P A Z の避難については県内保有のバスで必要台数を確保している。</p> <p>一方、U P Z については、あえて全域が一時移転等を実施するものと仮定し、必要台数の試算を行っており、この場合、住民の 10% がバスにより一時移転等を行う想定で 1,000 台以上のバスが必要となる。</p> <p>これに対し、県は平成 29 年 4 月に、鳥取県とともに中国 5 県のバス協会と「原子力災害時等におけるバスによる緊急輸送等に関する協定書」を締結し、避難住民等の輸送業務に協力をいただく体制を整えたところである。</p> <p>島根県、鳥取県を除く中国地方のバス会社保有車両数が、5,350 台（令和 2 年 8 月時点）となっており、県内保有の 681 台とあわせ台数としては必要数を満たしている。</p> <p>次に、原子力災害時の避難等に使用する車両のうち、福祉車両については、避難にあたって福祉車両（ストレッチャー仕様、車椅子仕様）を必要とする避難行動要支援者の数を、調査により把握し、そこから必要台数の試算を行っている。</p> <p style="text-align: center;"><原発から 5 km 圏（P A Z）></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">避難行動要支援者数</th> <th style="text-align: center;">必要台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">車椅子車両 必要者</td> <td style="text-align: center;">在 宅</td> <td style="text-align: center;">66 人</td> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">90 台</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">医療施設</td> <td style="text-align: center;">0 人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">社福施設</td> <td style="text-align: center;">24 人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">90 人</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">ストレッチャー車両 必要者</td> <td style="text-align: center;">在 宅</td> <td style="text-align: center;">9 人</td> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">10 台</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">医療施設</td> <td style="text-align: center;">0 人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">社福施設</td> <td style="text-align: center;">1 人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">10 人</td> </tr> </tbody> </table>	避難行動要支援者数			必要台数	車椅子車両 必要者	在 宅	66 人	90 台	医療施設	0 人	社福施設	24 人	計	90 人	ストレッチャー車両 必要者	在 宅	9 人	10 台	医療施設	0 人	社福施設	1 人	計	10 人
避難行動要支援者数			必要台数																						
車椅子車両 必要者	在 宅	66 人	90 台																						
	医療施設	0 人																							
	社福施設	24 人																							
	計	90 人																							
ストレッチャー車両 必要者	在 宅	9 人	10 台																						
	医療施設	0 人																							
	社福施設	1 人																							
	計	10 人																							

<原発から5～30 km圏（UPZ）>

避難行動要支援者数			必要台数
車椅子車両 必要者	在 宅	2,073 人	452 台
	医療施設	1,322 人	
	社福施設	2,930 人	
	計	6,325 人	
ストレッチャー車両 必要者	在 宅	632 人	202 台
	医療施設	1,514 人	
	社福施設	670 人	
	計	2,816 人	

※福祉車両は1台あたり1人の要支援者を搬送することを想定

※1台の車両が、7日間、1日あたり2往復（計14往復）することを想定

平成27年に行った調査の結果、県内の社会福祉施設が保有する福祉車両は、車椅子仕様1,419台、ストレッチャー仕様157台となっている。

一般住民と同様、あえてUPZ全域が一時移転等を実施するものと仮定すると、県内の社会福祉施設保有台数を、ストレッチャー仕様の車両の必要数が上回ることになるが、これに対し、県は平成29年7月に、鳥取県とともに中国5県のタクシー協会と「原子力災害時等における福祉タクシーによる緊急輸送等に関する協定書」を締結し、避難する要配慮者等の輸送業務に協力をいただく体制を整えたところである。

これにより、必要台数は満たされたところだが、ストレッチャー車両については余裕度が少ないこと、特にPAZの避難でより迅速かつ確実な対応ができるよう、福祉車両（ストレッチャー仕様）の追加的な確保が課題と認識していた。

このため、県は、本年6月、他の原発立地地域の事例も踏まえ、中国電力に対して福祉車両（ストレッチャー仕様）50台程度の確保を要請し、合意を得たため、現在、島根・鳥取両県をあわせて、52台の追加配備を進めている。

なお、不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合には、実動組織（警察、消防、海上保安庁、自衛隊）に支援を要請し、輸送手段を確保することとしている。

項目	<p>＜4＞ 発災時、バス・福祉車両による避難者輸送が実施できる体制になっているのか</p>
<p>島根県 の考え・取組</p>	<p>まず、原子力災害時のバスによる避難については、平成29年4月に、鳥取県とともに中国5県のバス協会と「原子力災害時等におけるバスによる緊急輸送等に関する協定書」を締結し、避難住民等の輸送業務に協力をいただく体制を整えている。</p> <p>協定では、避難住民等の輸送業務を遂行するために必要な場合に、バス協会又はその会員に対し、業務内容や期間等を指定して協力要請を行い、要請を受けた会員等は、県の必要とする業務を可能な限り実施するよう努めるものとしている。</p> <p>同様に、平成29年7月に中国5県のタクシー協会と締結した「原子力災害時等における福祉タクシーによる緊急輸送等に関する協定書」においても、避難する要配慮者等の輸送業務を遂行するために必要な場合、タクシー協会又はその会員に対し、業務内容や期間等を指定して協力要請を行い、要請を受けた会員等は、県の必要とする業務を可能な限り実施するよう努めるものとしている。</p> <p>県は、原子力災害時、両協会の会員に確実に協力をいただけるよう、緊急輸送等の業務に従事する者の安全確保や放射線防護措置等に必要な資機材等の整備のほか、運転手等を対象とした放射線や放射線防護に関する知識習得のための研修等を実施している。</p> <p>県としては、原子力災害時に、確実に両協会等の会員の運転手等に来ていただけるよう、引き続き努力していく。</p> <p>なお、新たに中国電力が確保する車両については、平常時は社会福祉施設等に配備し、当該施設が利用する方法も想定しているが、その場合も、原子力災害時には中国電力が当該車両を使用し、要支援者の避難に対応することとしている。</p>

項目	<5> バス・福祉車両の運転手等の安全確保対策はどうなっているのか												
<p>島根県 の考え・取組</p>	<p>県は、原子力災害時の避難住民等の輸送業務について、平成 29 年に中国 5 県のバス協会・タクシー協会と協定を締結しているが、その中で、要請は、運転手等の業務に従事する者の安全確保に配慮し、また放射線防護措置等の安全対策を行った上で行うものと定めている。</p> <p>このため、県は、事前に、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 県と協会等との間の連絡体制の整備、緊急輸送等を行う際に従事者等と常時連絡を取るための通信手段の確保 2) 放射線及び放射線防護に関する研修機会の提供 3) 個人線量計、防護服等の放射線防護資機材の整備と受渡しに係る体制の整備 <p>等を実施している。</p> <p>【参考】原子力災害資機材整備数等一覧</p> <table border="1" data-bbox="491 943 1310 1196"> <thead> <tr> <th>整備資機材</th> <th>必要数</th> <th>整備済み数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人防護装備セット</td> <td>1,609 セット</td> <td>1,000 セット</td> </tr> <tr> <td>電子式個人線量計</td> <td>737 本</td> <td>140 本</td> </tr> <tr> <td>安定ヨウ素剤</td> <td>1,748 錠</td> <td>1,748 錠</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、避難住民の輸送業務等の実施に伴う被ばく線量については、両者との協定で、業務の実施による被ばく線量の予測を行い、平時の一般公衆の被ばく線量限度である 1 ミリシーベルトを下回る場合に協力を要請することとしている。</p> <p>これは、内閣府が「原子力災害時の民間事業者との協力協定等の締結について」（平成 29 年 7 月 24 日 内閣府(原子力防災担当)）の中で示した考え^(※)を踏まえて定めたものである。</p> <p>その上で、業務実施時には、県が配布する個人線量計や防護資機材（防護服、防塵マスク、手袋、靴カバー）を装着していただき、累積線量を帳簿で記録する等の方法により、被ばく線量が 1 ミリシーベルトを超過することのないように管理することとしている。</p> <p>(※)『平成 25 年に「共通課題についての対応方針」（平成 25 年 10 月 9 日原子力防災会議連絡会議コアメンバー会議）において示されている 1 ミリシーベルトを基本として、自治体と民間事業者の間で協議し、合意することが必要である。』</p>	整備資機材	必要数	整備済み数	個人防護装備セット	1,609 セット	1,000 セット	電子式個人線量計	737 本	140 本	安定ヨウ素剤	1,748 錠	1,748 錠
整備資機材	必要数	整備済み数											
個人防護装備セット	1,609 セット	1,000 セット											
電子式個人線量計	737 本	140 本											
安定ヨウ素剤	1,748 錠	1,748 錠											

(2) 複合災害時の対応

項目	〈6〉地震による避難ルートの損傷等に対してどのような対策をとっているのか								
<p>島根県 の考え・取組</p>	<p>県では、避難ルートを設定するにあたり、道路規格が高く、被害を受けにくい幹線道路を中心に避難ルートを設定するとともに、地震等により避難ルートが使用できない場合等に備え、避難方面別にあらかじめ複数の避難ルート（避難地区ごとに2～6通りのルート）を設定している。</p> <p>具体例として、松江市の中心部を流れる大橋川の橋梁には、耐震工事が完了していない橋梁もあることから、なるべく橋梁を通らないルートを設定するとともに、橋梁を通る地区を松江市北部の3地区に限定している。</p> <p>道路や橋梁の対地震対策（ハード対策）としては、緊急輸送道路上の橋梁の耐震化、落石等通行危険箇所等のハード整備を着実に進めていくこととしており、具体的には、「島根の『つなぐ道プラン2020』」において、令和11年度を目標に緊急輸送道路の橋梁耐震化率、落石等通行危険箇所整備率を100%にすることを目標としている。</p> <p>【参考】緊急輸送道路の橋梁耐震化率進捗目標（対象221橋）</p> <table border="1" data-bbox="571 1144 1121 1272"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>R1</th> <th>R6</th> <th>R11</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>整備率</td> <td>67%</td> <td>85%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table> <p>その一方で、地震等の災害発生時には、各管理道路のパトロールを実施し、道路の被害状況等を把握し、必要に応じて、道路の被害状況を踏まえ、道路管理者等が応急復旧・道路啓開等を実施することになっている。</p> <p>原子力災害との複合災害発生時には、上記のとおり道路の被害状況の把握をした上で、予定する避難ルートが使用できない場合は、あらかじめ定めた代替ルートに変更する、または、新たに避難ルートを設定するとともに、被災した道路の応急復旧や道路啓開を行う。</p> <p>設定した代替ルートは、緊急速報（エリア）メールや県ホームページ、テレビ、ラジオ等様々な手段により周知を行う。また、島根県避難ルートマップを活用し、リアルタイムで通行不能箇所の表示や新たに設定した避難ルートを周知する。</p> <p>なお、自然災害等により、避難経路等を使用した車両による通常の避難ができない場合には、必要に応じて、実動組織（警察、消</p>	年度	R1	R6	R11	整備率	67%	85%	100%
年度	R1	R6	R11						
整備率	67%	85%	100%						

防、海上保安庁、自衛隊)による各種支援が実施される。

<実動組織の支援活動(例)>

- ・海路や空路(ヘリ)による避難支援(海保、自衛隊等)
- ・通行不能となった道路への他の車両の流入防止(警察)
- ・人命救助のための通行不能道路の啓開作業(自衛隊)

項目	<p>〈7〉 原子力災害との複合災害が発生した場合の避難対策はどうなっているのか</p>
<p>島根県 の考え・取組</p>	<p>原子力災害が発生しているときに、地震、津波、暴風雪等の自然災害が発生し、自然災害による人命への直接的リスクが極めて高い場合には、原則、自然災害に係る避難行動を優先させ、人命の安全確保を最優先として対応することとしている。</p> <p>具体的な対応については、あらかじめ災害の種類ごとに地域防災計画等で応急対策が定められていることから、状況に応じ、県・市の災害対策本部で国等と緊密に連携・調整した上で、それらの対策を組み合わせ、実施することとなる。</p> <p>例として、原子力災害に伴う避難等の指示が出ている際に、地震や台風、大雪によりリスクが高まっている場合の対応については、以下のとおりとなっている。</p> <p>1) 地震と原子力災害（屋内退避指示の場合）</p> <p>原子力災害で屋内退避の指示が出ている状況で、家屋の倒壊等により、自宅での屋内退避の継続が困難な場合には、近隣の指定避難所等へ避難し、そこで屋内退避を行う。</p> <p>2) 台風や大雪と原子力災害（避難等指示の場合）</p> <p>原子力災害で避難や一時移転の指示が出ている状況であっても、台風や大雪等により気象庁から警報が発表され、外出することで命に危険が及ぶような場合には、無理に避難せず、屋内退避を優先する。</p>

項目	〈9〉 安定ヨウ素剤の服用指示はいつ、どのように伝達するのか
島根県の 考え・取組	<p>安定ヨウ素剤は、服用の時期によってその効果が大きく左右されるため、適切なタイミングで服用することが必要である。</p> <p>「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」（令和元年7月3日全部改正 原子力規制庁）によれば、放射性ヨウ素を吸入・摂取する24時間前から、吸入・摂取した2時間後までに安定ヨウ素剤を服用すると、放射性ヨウ素の甲状腺への集積を90%以上抑制することができ、8時間以内であれば約40%の抑制効果が期待できるとされている。しかし、16時間以降であればその効果はほとんどないと報告されている。</p> <p>このため、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) P A Z（5km圏）においては、全面緊急事態に至った時点で、直ちに、国、県又は市から避難と安定ヨウ素剤の服用についての指示が出されることから、この指示に従い服用する。 2) P A Z（5km圏）外においては、全面緊急事態に至った後に、原子力施設の状況や緊急時モニタリング結果等に応じて、避難や一時移転等と併せて安定ヨウ素剤の配布・服用について、原子力規制委員会が必要性を判断し、国、県又は市から出される指示に従い服用する。 <p>これらの服用指示は、緊急速報(エリア)メールのほか、テレビ・ラジオやツイッターなどのSNS、避難先や避難経路が確認できる「避難ルートマップ」におけるお知らせ機能などで、国からの指示を受けた場合には直ちに市、県から周知を図ることとしている。</p>

項目	オフサイトセンターと災害対策本部の機能分担はどうなっているのか										
島根県の 考え・取組	<p>原子力災害時、オフサイトセンターには、原子力発電所の事故の状況に応じて次のような国の組織及び会議体が置かれることとなっている。</p> <table border="0"> <tr> <td>警戒事態</td> <td>原子力事故現地警戒本部</td> </tr> <tr> <td>施設敷地緊急事態</td> <td>原子力事故現地対策本部 現地事故対策連絡会議</td> </tr> <tr> <td>全面緊急事態</td> <td>原子力災害現地対策本部 原子力災害合同対策協議会</td> </tr> </table> <p>原子力事故現地対策本部、現地事故対策連絡会議及び原子力災害現地対策本部、原子力災害合同対策協議会の事務局には、8つの機能班（総括班、広報班、運営支援班、医療班、放射線班、プラントチーム、実動対処班、住民安全班）が置かれることとなっている。</p> <p>このうち、現地事故対策連絡会議と原子力災害合同対策協議会の事務局には、県・市からも参集することとなっている。</p> <p>一方、県や市においても、原子力発電所の事故の状況に応じて次のような組織が置かれることとなっている。</p> <table border="0"> <tr> <td>警戒事態</td> <td>対策会議 等</td> </tr> <tr> <td>施設敷地緊急事態以降</td> <td>災害対策本部</td> </tr> </table> <p>このうち、県の災害対策本部事務局には、8つのグループ（総務、情報収集・整理、広報担当、情報通信、原子力総務、発電所・モニタリング、避難調整、避難退域時検査）を設けるほか、安定ヨウ素剤や原子力災害医療を担当する医療調整本部も設けられることとなっている。</p> <p>国と県・市の役割については、例えば、住民の避難に関してはそれぞれ次のように規定されている。</p> <p>現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会 事務局 住民安全班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民の避難状況及び救助・救援活動に関する状況の把握・調整及び活動調整 ・緊急輸送関係省庁の行う緊急輸送に関する措置の把握・調整及び必要に応じ現地実動対処班に緊急輸送の依頼 ・緊急輸送に係る優先順位に関する調整 	警戒事態	原子力事故現地警戒本部	施設敷地緊急事態	原子力事故現地対策本部 現地事故対策連絡会議	全面緊急事態	原子力災害現地対策本部 原子力災害合同対策協議会	警戒事態	対策会議 等	施設敷地緊急事態以降	災害対策本部
警戒事態	原子力事故現地警戒本部										
施設敷地緊急事態	原子力事故現地対策本部 現地事故対策連絡会議										
全面緊急事態	原子力災害現地対策本部 原子力災害合同対策協議会										
警戒事態	対策会議 等										
施設敷地緊急事態以降	災害対策本部										

	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送、進入制限等に伴う交通規制の実施に関する調整 ・交通規制等の状況の把握及び調整 ・自然災害との複合災害における自然災害等による周辺地域の被災状況（避難経路、避難先等の被災状況、避難手段の確保の可否等を含む。）の把握 <p>島根県災害対策本部 事務局 避難調整グループ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難先県・市町村との受入要請・連絡調整に関すること ・避難対象市町村との連絡調整に関すること ・避難住民輸送用バス等の調達・調整に関すること ・自衛隊等への避難者の誘導・輸送等の要請に関すること ・放射線防護対策施設の運用に関すること ・避難情報の提供に関すること <p>オフサイトセンターに設置される組織と、県・市の災害対策本部の役割については、例えば、住民の避難状況（避難者数、避難先等）や道路の被災状況の把握等については、自然災害の場合には、県が市町村から情報提供を受け、とりまとめた上で、報道発表等を行っていることから、原子力災害の場合も同様に、県がとりまとめた情報を利用することが効率的と考えられるが、現段階で、オフサイトセンターの住民安全班も同様の業務を行うこととなっており、業務が重複しているものと考えられる。</p> <p>このような具体的な事務処理については、少ない人的資源を有効に活用するためにも、今後訓練等を通じて、役割分担を明確にしていく必要がある。</p>
--	--